

市民会館の整備検討懇談会開催要綱

(目的)

第1条 今後の市民会館に期待される役割、必要な規模・機能等について有識者等から意見聴取するため、市民会館の整備検討懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

(役割)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について意見交換をするものとする。

- 1 今後の市民会館の整備の方向性やあり方に関すること。
- 2 今後の市民会館の管理運営の方向性やあり方に関すること。
- 3 その他、市民会館の整備検討に必要と認める事項。

(構成)

第3条 懇談会は、文化芸術に見識のある学識経験者、関係団体や施設利用者等のうちから名古屋市長（以下「市長」という。）が指名する者をもって構成する。

- 2 懇談会に座長を1名置く。
- 3 座長は、委員の互選によりこれを定める。
- 4 座長は、懇談会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第4条 懇談会は、市長がこれを招集する。

- 2 市長は、必要に応じて、第3条第1項に規定する者以外の者に懇談会への出席及び意見を聴取することができる。
- 3 懇談会は、原則として公開する。ただし、第三者の権利や利益、公共の利益を害するおそれがあり、又は、公開することで率直な意見の交換が損なわれるおそれがあるなど、公開に支障があると名古屋市が判断した場合には、懇談会を非公開とすることができる。

(謝金等)

第5条 第3条第1項に規定する者には、懇談会への出席又は意見の聴取に係る謝金及び旅費を支払うことができる。

- 2 謝金の額は、日額12,600円（源泉徴収所得税額含む）とし、懇談会出席に係る旅費の額は、名古屋市旅費条例（昭和25年名古屋市条例第32号）の規定を適用して算出する。

(庶務)

第 6 条 懇談会の庶務は、観光文化交流局文化歴史まちづくり部文化振興室において処理する。

(その他)

第 7 条 前各項に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、観光文化交流局長が定める。

附則

この定めは、令和元年 8 月 6 日から施行する。

附則

この定めは、令和 2 年 7 月 28 日から施行する。